

日程第5 議案第1号から日程第18 議案第14号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第5 議案第1号 平成22年度上小阿仁村一般会計予算についての件から、日程第18 議案第14号 平成22年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、14件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております14件の提案理由の説明は付託する委員会で求めることとして、説明を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

○議長（武石善治） 議案第1号から議案第14号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第15号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第19 議案第15号 平成21年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 予算関係議案の1ページをご覧いただきたいと思っております。補正予算の議案第15号であります。平成21年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

今回の補正につきましては、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業追加と予算全般にわたる実績見込みの補正でありまして、補正総額は2,577万8,000円の追加となっております。補正後の総額は33億3,990万4,000円となります。

次に5ページをお開き願います。繰越明許費であります。今回、きめ細かな臨時交付金等含めまして、ここに記載されている12事業につきまして、総額7億9,013万円の繰越明許費の設定となっております。次に、詳細につきましては9ページからになりますのでお開きいただきたいと思っております。

歳入であります。追加された主な予算について説明しまして、詳細については常任委員会で説明したいと思っております。

1款4項1目村たばこ税、180万円の追加となっております。

11ページをお開き願います。13款2項1目民生費国庫補助金であります。3節児童福祉費補助金で294万7,000円の追加になっておりますけれども、その追加の主なものは子ども手当交付金318万円の追加であります。これは子ども手当のシステムの導入に対する補助金となっております。

次の12ページをお開き願います。総務費国庫補助金であります。1節総務管理費補助金1億720万9,000円の追加となっております。この内訳としまして

大きなものが地域活性化公共投資臨時交付金が3,247万2,000円の追加であります。それから、地域活性化きめ細かな臨時交付金ということで7,726万2,000円の追加となっております。それから、5目につきましては美しい森林づくり基盤整備交付金ということで追加になっておりますけれども、県費から国庫へ異動したのに伴う追加となっております。

歳入の主な追加については、以上であります。

次に歳出の追加の方でありますけれども、17ページ以降になります。

追加の主なものは19ページになります。12目の財政調整基金費2,000万円を追加しております。それから、い樹い樹かみこあに応援基金積立金としまして94万9,000円の追加となっております。

20ページをお開き願います。3款1項1目老人福祉費では632万8,000円の追加となっております。その主なものとしましては介護保険事業勘定特別会計への繰出金652万5,000円の追加となっております。次のページの6目障害者福祉費では、トータルで106万1,000円の追加となっておりますけれども、23節償還金利子及び割引料ということで、補助金の返還ということで179万円の追加となっております。

次に、とんでいただきまして24ページをお開き願います。4款3項1目診療所費であります。3,460万3,000円の追加となっております。その内訳としましては北秋田市上小阿仁村病院組合の負担金185万3,000円であります。これは12月と3月のわかる範囲での特別交付税算入分の追加となっております。それから、繰出金につきましては3,275万円。これは診療所に対する繰出金で、屋根の改修分2,760万円、それから財源不足分515万円、合わせて3,275万円の計上となっております。

次に27ページお開き願います。6款2項3目造林費であります。3,179万7,000円の追加であります。きめ細かな臨時交付金の事業の追加が主なものでありまして、委託料で133万円ですけれども、臨時交付金の分としましては測量設計管理委託料231万円。支障木調査等の委託料5万8,000円あります。それから、工事請負費につきましては、森林路網開設等工事ということで、五反沢国見1号の開設、それから田ノ沢線の維持工事ということで3,040万円の追加となっております。あと公有財産購入費50万円を追加しております。

次の28ページをお開き願います。7款1項1目商工振興費では44万円の追加となっております。それぞれ保証料、利子の補給金を追加しております。

次に30ページをお開き願います。3目橋りょう維持費ということで、総額で3,845万7,000円の追加となっております。これにつきましても、きめ細かな臨時交付金の分としまして、不動羅橋の橋の修繕ということで、委託料に橋りょう補修設計委託料440万6,000円、それから工事請負費としまして3,459万

4,000 円の追加となっております。

以上が主な追加の部分でありまして、教育委員会関係につきましては、実績に基づく減額が主であります。

それから、44 ページになりますけれども、14 款 1 項 1 目予備費 9 万 8,000 円の追加であります。財源調整となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 15 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 20 議案第 16 号から日程 28 議案第 24 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 20 議案第 16 号 平成 21 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第 28 議案第 24 号 平成 21 年度上小阿仁村農業集落排水道事業特別会計への繰入れについての件まで、9 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木壽美子） 51 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 16 号 平成 21 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 6 号）でございます。歳入歳出それぞれ 561 万 6,000 円を追加いたしまして、4 億 50 万 5,000 円とする予算補正の内容となっております。

内容につきましては、57 ページからとなっておりますけれども、今回の補正は保険給付費が伸びたことによります補正となっております、それに係わる歳入の補助金等の補正となっておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（武石善治） 総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 67 ページお開き願います。国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算であります。総額で 2,416 万 8,000 円の追加となっております、補正後の総額が 1 億 4,171 万 5,000 円となります。

これの主なものにつきましては、屋根の改修工事が 2,760 万円の予算ということで追加となっております。内容につきましては、73 ページからとなりますけれども、それぞれ実績見込みに伴いまして、医科の診療収入で 1,000 万円の減額、それから一部負担金では 155 万円の追加となっております。それから、繰入金 3,261 万 8,000 円となっております。

次の 74 ページからは歳出でありますけれども、主な追加は屋根の改修工事、設計管理委託、改修工事費 2,560 万円の予算計上となっておりますのでよろし

くお願いいたします。

○議長（武石善治） 杉風荘施設長。

○特別養護老人ホーム施設長（武石辰久） 77 ページをお開きいただきたいと思います。平成 21 年度特別養護施設特別会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ 1,593 万円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,291 万円とするものでございます。

歳入 83 ページ。歳出が 84 ページでございます。これはいずれも実績見込みによる分でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） 建設課長。

○建設課長（加賀谷敏明） 続きまして、93 ページになります。議案第 19 号平成 21 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 170 万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,345 万円とするものでございます。

内容としましては 99 ページ、100 ページになります。歳入につきましても歳出につきましても、実績、それから精算見込みによります減額でございます。歳出の方では補助金を積立金に 65 万円を計上しております。

次の 101 ページになります。議案第 20 号 平成 21 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。補正は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 448 万 3,000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 396 万 5,000 円とするものでございます。

内容は 108 ページをご覧くださいと思います。歳出でございますけれども、いずれも精算見込みであります減額補正でございます。前の 107 ページありますが、歳入の分につきましても実績によります減額補正でございます。

それから 109 ページになります。議案第 21 号 平成 21 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 80 万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,647 万 3,000 円とするものでございます。

内容は 115 ページ、116 ページになります。歳入につきましても、歳出につきましても、精算見込みによります減額補正でございますけれども、歳出では消費税 6 万 2,000 円の追加でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木壽美子） 117 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 22 号 平成 21 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 6 号）でございます。歳入歳出それぞれ 159 万 3,000 円を減額いたしまして、3 億 8,669 万 5,000 円とする補正予算であります。

内容につきましては 123 ページからとなっております。これにつきましては決算見込みによる補正となっておりますので、よろしくご審議いただきたいと思っております。

次の 137 ページでございます。議案第 23 号 平成 21 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）でございます。歳入歳出を 400 万円減額いたしまして 3,839 万 9,000 円とする補正予算の案でございます。

内容につきましては 143 ページからとなっております。これにつきましては保険料の減額によります補正となっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） 総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 議案関係のつづりをお開き願います。5 ページになります。議案第 24 号であります。平成 21 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについてということで、一般会計から特別会計へ繰り入れる金額を 337 万 2,000 円減額しまして、8,115 万 1,000 円以内とする議案でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 16 号から議案第 24 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 29 議案第 25 号及び日程 30 議案第 26 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 29 議案第 25 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件及び日程第 30 議案第 26 号 教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての件の 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 議案第 25 号 6 ページからになります。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例ということで、提案理由は、村長、副村長の給料月額を自ら減額するための改正でありまして、内容につきましては次のページとなっております。

今回の改正につきましては、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの給料月額 1 年間でありますけれども 5% を減額する改正となっております。ちなみに村長の月額が、現在、64 万 9,000 円から 5% 減額になりますので 61

万 6,550 円となって、3 万 2,450 円の減額となります。それから副村長につきましては、54 万 4,000 円が 2 万 7,200 円減額になりまして 51 万 6,800 円となります。手当も同じく減額となります。

次に議案第 26 号であります。教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例であります。

村長、副村長と同じく、内容につきましては次の 9 ページとなっております。平成 22 年 4 月 1 日から 1 年間、5 % の減額する改正となっております。教育長の給料月額、現在、46 万 5,000 円であります。2 万 3,250 円の減額になりまして、改正後の額が 44 万 1,750 円となっております。村長、副村長、教育長の減額分を含めると影響額 154 万 2,750 円となる見込みであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 25 号及び議案第 26 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 31 議案第 27 号から日程第 33 議案第 29 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 31 議案第 27 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 33 議案第 29 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件まで、3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 議案第 27 号、10 ページからになります。提案理由にありますように、月 60 時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を改正するものであります。

内容につきましては、次のページになります。それぞれ支給率の改正に伴いまして、条文を追加改正となっております。ちなみに時間外勤務手当ですけれども、100 分の 125 から 100 分の 150 までというのを、月 60 時間を超えた場合は 100 分の 25 追加しまして 100 分の 150、それぞれ 100 分の 175 とする改正の内容となっておりますのでよろしくお願いいたします。

次に議案第 28 号であります。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

これにつきましては、一般職員の給与に関する法律の一部改正に伴いまして、時間外勤務の代休時間が新設なりまして、それに伴いまして改正となるものがあります。内容につきましては 14 ページであります。第 8 条の 4、時間外勤務代休時間の項目を追加しております。

次に議案第 29 号であります。職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正であります。

先ほどの議案第 28 号と同じく時間外勤務代休時間の新設に伴いまして、16 ページになりますけれども、第 2 条第 2 号中の次でありますけれども、時間外勤務代休時間という項目を加えるものであります。

以上であります。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 27 号から議案第 29 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 34 議案第 30 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 34 議案第 30 号 上小阿仁村産業振興・雇用創出基金条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 17 ページになります。提案理由にありますように、地域における産業の振興及び雇用創出等村民生活の安定を図るための基金を設置するための、この条例案となっております。

設置、条例第 1 条であります。地域における産業の振興及び雇用創出等村民生活の安定を図るため、上小阿仁村産業振興・雇用創出基金を設置するという事で、後、積立については一般会計の予算で定めるとする。管理につきましては、金融機関へ預金するとなっております。運用益の処理につきましては、利息でありますけれども予算に計上して基金に編入するという事になっております。

処分につきましては、第 5 条ですが、この基金につきましては、地域における産業の振興及び雇用創出等村民生活の安定に関する事業の財源に充てる場合に限り、全部または一部を処分することができるというものであります。

この条例は 22 年 4 月 1 日から施行ということであります。ちなみに平成 22 度当初予算に 1,000 万円の予算を計上しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 30 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 35 議案第 31 号及び日程第 36 議案第 33 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 35 議案第 31 号 上小阿仁村農村加工施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件及び日程第 36 議案第 33 号 上小阿仁村特産物直売所設置条例の一部を改正する条例についての件の 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（小林悦次） 19 ページをご覧くださいと思います。議案第 31 号 上小阿仁村農産加工施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由といたしまして、当該の農産加工施設を指定管理者による管理ができるようにするための条例案の提案であります。内容につきましては次ページのとおりであります。

続きまして、22 ページをご覧ください。議案第 33 号 上小阿仁村特産物直売所設置条例の一部を改正する条例について、これも同様に特産物の直売所を指定管理者による管理ができるようにするための条例案の提案でございます。条例につきましては次ページのとおりであります。

よろしく願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 31 号及び議案第 33 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 37 議案第 32 号及び日程第 38 議案第 34 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 37 議案第 32 号 上小阿仁村農産加工施設の指定管理者の指定についての件及び日程第 38 議案第 34 号 上小阿仁村特産物直売所の指定管理者の指定についての件の、2 件を一括議題といたします。

議長が地方自治法第 117 条の規定により除斥いたします。副議長と交代いたします。

（議長 除斥、副議長 議長席に着く）

○副議長（石川富三） 暫時の間議長の職務を行います。

議案第 32 号及び議案第 34 号について提案理由の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（小林悦次） 21 ページをご覧くださいと思います。議案第 32 号 上小阿仁村農産加工施設の指定管理者の指定について。

次の団体を上小阿仁村農産加工施設の指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。指定管理者となる団体につきましては、かみこあに観光物産株式会社であります。指定の期間は平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

続きまして 24 ページをご覧くださいと思います。議案第 34 号 上小阿仁村特産物直売所の指定管理者の指定について。

これも農産加工施設と同様にかみこあに観光物産株式会社に指定管理をお願いするものであります。指定の期間につきましても同様に平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

よろしく願いいたします。

○副議長（石川富三） これより質疑を行います。

（「3 番」と呼ぶ者あり）

○副議長（石川富三） 3 番 長井君。

○3 番（長井直人） 議案第 32 号、34 号におきましては指定管理者の指定ということで提案されておりますが、指定を受けるかみこあに観光物産株式会社の取締役会において、指定管理者を受けるかどうかという協議もなされていないという現状にあって、そういった状況で上程されるというのはどういった内容なのかご説明を願います。

○副議長（石川富三） 産業課長。

○産業課長（小林悦次） お答えいたします。かみこあに観光物産株式会社の役員会を開いていただきまして、その中で同様の内容をご説明させていただいております。

（「3 番」と呼ぶ者あり）

○副議長（石川富三） 3 番 長井君。

○3 番（長井直人） 取締役会の中ではまだ了承していないということで承っておりますが、今の産業課長の答弁でよろしいのでしょうか。

○副議長（石川富三） 副村長。

○副村長（鈴木健作） 今ご質問の件でございますけれども、取締役会を 2 回開催しております。最初の 1 回目は直売所の指定管理を受けるかどうかということで、受けるということでありまして。2 回目は 2 月ですけれども、その加工所の指定管理を受けるかどうかということでご協議いただいて、指定管理を受けるといってご了解いただいております。

以上でございます。

（「3 番」と呼ぶ者あり）

○副議長（石川富三） 3 番 長井君。

○3 番（長井直人） 取締役会で了承されているのであればいいのでありますが、聞くところによると取締役会の中ではしっかり確定していないということが聞こえてまいりますので、できれば議事録の提出をよろしく願います。

○副議長（石川富三） 副村長。

○副村長（鈴木健作） 議会中に議事録を提出いたします。

○副議長（石川富三） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（石川富三） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 32 号及び議案第 34 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

議長の除斥を解きます。

（副議長、議長と交代）

日程第 39 議案第 35 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 39 議案第 35 号 上小阿仁村営住宅設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（加賀谷敏明） 25 ページをお開き願います。議案第 35 号 上小阿仁村営住宅設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例につきましても、村営住宅を用途廃止するというための条例案でございます。26 ページに記載のとおり、小蒲野団地の 6 戸を 4 戸に変更するというものでございます。これにつきましては 22 年度 2 戸解体するというところでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 35 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 40 議案第 36 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 40 議案第 36 号 上小阿仁村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木壽美子） 27 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 36 号 上小阿仁村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由につきましては、消防団員が減少しておりまして、災害発生時や訓練の際に招集が難しい上、団員の方々に対しても負担が大きくなってございます。それで、6 分団 142 名を 3 分団 120 名へ再編いたしまして、団員の区分を地域をカバーしながら、災害発生時の対応に努めたいという条例案でございます。

28 ページをご覧くださいと思います。条例の第 2 条中、142 を 120 名に

改めまして、別表1の表を次のように改めるということで、団長1、副団長1、分団長3、副分団長3、部長はそれぞれ2名ずつにおいて6名、班長13、団員93の定員を120名とする案でございます。

この条例につきましては、平成22年4月1日から施行としておりますのでよろしくご審議いただきたいと思っております。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第36号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第41 議案第37号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第41 議案第37号 大館市、北秋田市、北秋田郡地域視聴覚教育協議会の廃止についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田中文隆） ご説明いたします。この協議会は昭和39年度に旧大館北秋田8市町村が合同で作られたわけでございますが、当時は視聴覚教材といっても16ミリフィルム、いわゆる1本が20万円、30万円という時代でございます。そういったものをお互いに協力して整備しようということで始めたわけですが、現在はもうDVDとかになってきて、数千円程度で買えるような時代になっているということで、目的が達成されたということで、協議会を廃止するというようなことにしたわけでございます。それで、備品等、いわゆる16ミリフィルム等につきましては、一応現在保管しているところそのまま保管していただきまして、必要があった町村が借りるという形で、協同管理というような形でしていきたいということで考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第37号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第42 陳情 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第42 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。